

取 手
4 月
118 号

シルバー通信

入
選

令和5年度安全就業標語決定

会員番号 7110 岡崎 邦子

気をつけろ 慣れと過信は 事故のもと

〈佳作〉2367 和 崎 義 明

これくらいはと 慣れと過信が 事故の元

〈佳作〉3237 岡 田 忠

他人事と 思うな事故は すぐそばに

〈佳作〉9208 東 田 賢 二

あわてない 焦る心が 事故まねく

皆さまより多数のご応募いただき、ありがとうございました。厳正なる審査の結果、以上の作品が選考されました。おめでとうございます。

今後、安全就業標語は広く会員の皆様からご応募いただくため、年間を通じて募集とさせていただきます。作品ができましたらいつでもご応募ください。詳しくは別紙をご覧ください。

会員作品が月刊誌に掲載されました



シルバー人材センター情報誌、「月刊シルバー人材センター令和5年1月号」（発行：㈱労務行政）に、会員の大野勝吉さんの水彩画『出雲大社』が巻頭カラーで紹介されました。これは令和4年1月のシルバー通信の一面が編集関係者の目に留まり、掲載されました。

広報誌作成委員会では、今後も趣味に仕事にとアクティブに取り組む皆さんの紹介をしていきます。絵画や写真、挿絵、投稿記事を募集します。皆さんの作品をお寄せください。



【最新会員数】

男 性 4 1 0 名
女 性 1 5 4 名
会員総数 5 6 4 名
〈令和5年3月末〉

センター事務局職員の人事異動がありましたので以下のとおりご報告いたします。

○退 職 者 事務局長 小 野 泰 之
係 長 新 堀 純 可

（3月31日付）

○ 新事務局長 根 本 正 幸
（4月1日付）

事故ゼロを目指して ～安全だより～

令和4年度 主な事故

損害賠償事故件数… 11件（前年度比3件増）

傷害事故件数… 3件（前年度比3件減）

令和4年度も、残念ながら事故ゼロの達成はできておりません。（いずれも賠償責任保険・団体傷害保険適用事故について）

前年度比増の、損害賠償事故については、刈払時の石撥ね、屋外作業全般での配管・電線損傷が依然と多い状況です。防げる事故が無くならない現状を鑑みて、賠償責任保険、団体傷害保険に係る安全就業基準並びに就業適正化措置を見直しました。就業会員はこちらを遵守し、また個々が日頃より安全を意識することで事故ゼロの達成を目指しましょう。



チェーンソーの使用について



全国シルバー人材センター事業協会ではチェーンソーを使用しての就業は危険で有害な就業として、「重大な事故に結びつくおそれのある就業」と認識しています。

よって原則チェーンソーを使用しての就業は推奨しないという通達があったことから、取手市シルバー人材センターでは『チェーンソーの使用に係る安全基準』を設置しました。

内容は作業に従事する会員は「特別教育」受講が必要であること、下肢の切創防止用保護衣の着用、振動障害予防のため防振手袋の着用すること、が義務化となりました。



シルバー人材センター会員を対象とした保険について

賠償責任保険

センターの会員が就業中に他人の身体・財物に与えた損害について、センターが法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補てんする保険です。

令和5年度より、安全基準を遵守せず事故を起こした場合は全額自己負担となります。



団体傷害保険



センターの会員が就業中に発生した事故によるケガについて、通院や入院に対し1日あたり定額のお見舞金をお支払いする保険です。医療費を支払うものではありませんので、治療はご自身の健康保険証を使用してください。

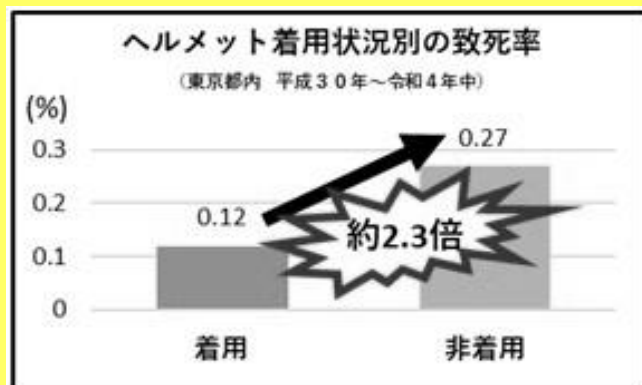
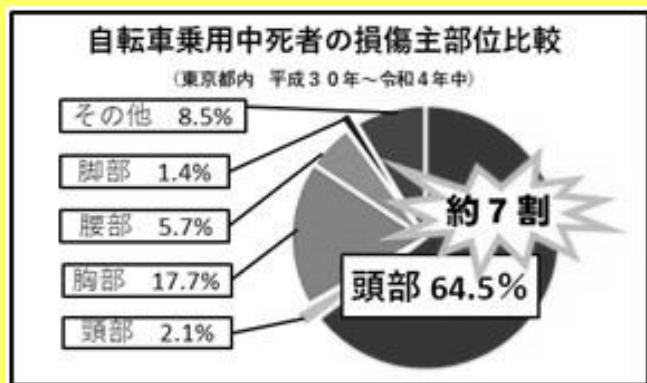
こちらについても令和5年度より、安全基準並びに就業適正化措置を遵守せず事故を起こした場合は全額自己負担となります。

※就業への往復経路での事故も対象ですが、自家用車での通勤時はご自身の自動車保険をご利用いただくことになります。

※万が一の事故に十分に備えるためには、会員個々に各種保険にご加入ください。



自転車運転時 ヘルメット着用努力義務化へ



4月より道路交通法が改正され、自転車ヘルメットを着用するように努めなくてはならなくなりました。これは、自転車乗車中事故の死者の実に7割が頭部のケガによるという実態を受け設定されました。また、ヘルメットを着用していない場合、着用時に比べ、致死率が約2.3倍まで上昇するというデータもあります。

ぜひご自身の頭のサイズに合ったヘルメットを着用し、自転車の乗車をしましょう。安全基準を満たした、CEマークやSGマークのついたものが推奨されています。

(警視庁平成29～令和3のデータより)

ユニホーム販売中

市民へのPRやチームワーク向上等にご利用ください。

見本が事務局にございます。

ポロシャツ 1,850円

ジャンパー 3,500円



事務局からのお知らせ

材料費について

(1) 会員材料費の立替終了について

現在、清掃業務等で必要となる材料（洗剤等の消耗品）について、会員の立替で購入し、領収証の提出に基づき、配分金支払い時に精算をする方法をとっておりました。

しかしながら、令和5年10月よりインボイス制度の開始に伴い、立替対応ができなくなります。

つきましては令和5年4月より、材料の購入は全て事務局にて行うことになります。ご理解とご協力をお願いいたします。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。



(2) 可燃ごみ袋が1枚＝20円に値上げ

センターで用意する場合の金額を値上げいたします。会員が自前で可燃ごみ袋を使用した際は、現金でのお支払いはいたしません。センターで現物引換となります。



配分金見積基準単価について

令和4年10月1日の茨城県最低賃金改定となったに伴い、令和5年4月より配分金見積基準単価の改正が行われます。ついては20～30円程度を増額としております。

詳細につきましては、別紙をご参照ください。

配分金入金日について

各支払日の午後、ゆうちょ銀行指定口座へ入金します。配分金の支払い日以降に明細書を事務局にてお渡しできます。お申し出ください。

4月17日（月） 5月15日（月）

6月15日（木）

同封しました

- ・シルバー通信 118号
- ・配分金見積単価基準表
- ・令和6年度安全就業標語の募集について

【令和5年度の会員会費の納入について】

正会員会費 2,000円

① 4月・5月・6月に就業している場合

- ▶ 配分金が2,000円以上ある方は、ゆうちょ銀行への配分金振込時に会費分が差し引かれます。
- ▶ 配分金明細書の控除欄に、会費の2,000円が記載され、差引支払額及び個人合計額欄には、会費分が差し引かれた金額が記載されております。ご確認ください。

（通帳記帳時には、会費が差し引かれた後の金額が印字されますのでご了承ください。）

※会費の納入方法については『会員会費規程第4条』に記載されています。毎年6月末日までに納入していただくことになっております。（会員会費規程第3条）

② 就業していない場合

- ▶ 現金での納入になります。
- センター事務局までお越しいただきますよう、お願いします。



③ 派遣・有料職業紹介就業の場合

- ▶ 派遣・有料職業紹介での就業については、金融機関での自動引き落とし対応ができておりません。現金での納入となります。お手数をおかけいたしますがセンター事務局まで、お越しいただきますよう、お願いいたします。

